

がん登録について

＜指摘されている事項＞

- 精度の高い地域がん登録を国民の合意を得た上で早期に全国で実施することが必要
 - － 個人情報取扱いに関する課題を整理することが必要
 - － がん登録の実務を行う人材を確保し、医師に過大な負担を負わせない形での実施が必要。

(現状)

- がん診療連携拠点病院を通じた支援
 - 標準登録様式に基づく院内がん登録の実施及び地域がん登録への協力をがん診療連携拠点病院の指定要件とするとともに、がん診療連携拠点病院機能強化事業においてがん登録実施経費を補助対象としている。
- 標準的な実施方法についての研究の実施
 - 地域がん登録について、どのような登録項目・方法が適切か研究を実施し報告書を取りまとめ、自治体に対し周知を図っている。
- 研修の実施
 - 国立がんセンターにおいて院内がん登録及び地域がん登録の実施担当者に対する研修を実施している。
- 個人情報保護法との整理
 - 地域がん登録を実施するにあたって、医療機関はがん患者の個人情報を都道府県へ提出することが求められるが、この提出は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）等に抵触しないと整理されている（内閣官房及び総務省と協議した上で、平成16年1月8日付で厚生労働省健康局長通知（健習発第0108003号）を発出）。

(国における今後の取組)

- がん診療連携拠点病院強化事業による支援や研修の実施等従来の取組を継続するとともに、平成19年度においては新規に、国立がんセンターが院内がん登録や地域がん登録について、実地での指導を行い、更なる推進を図る予定。
- 個人情報保護法等に抵触しなくとも、がん登録の実施に当たって個人情報を適切に保護することは必要である。全国で実施することを前提に、個人情報の適切な保護の在り方、登録対象の範囲や予後調査の実施手法等、地域がん登録の実施手法について更なる検討を行う予定。

健 発 第 0108003 号
平成 16 年 1 月 8 日

都道府県知事
各 政 令 市 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省健康局長

地域がん登録事業に関する「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の取扱いについて

「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」が平成 15 年 5 月に制定され、平成 17 年 4 月までにすべての条項が施行されることとなっていることから、国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関する事業の実施に当たっては、法令に従い個人情報の保護に十分な配慮をお願いする。

なお、標記法律に係る地域がん登録事業の取扱いについては下記のとおりであるので、個人情報に関し本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、所要の取組を進めるとともに、貴管下市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底方をお願いする。

また、「地域がん登録の精度向上に関する研究」班により平成 8 年に策定されたガイドライン「地域がん登録における情報保護」（別添）についても参考とされるよう、貴管下市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底方をお願いする。

なお、下記内容については内閣官房及び総務省と協議済みである。

記

1. 健康増進法（平成14年法律第103号）第16条に基づく地域がん登録事業において、民間の医療機関が国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第3号及び第23条第1項第3号に規定する「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の適用除外の事例に該当する。
2. 地域がん登録事業において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第1項に規定する行政機関に該当する医療機関が、国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、同法第8条第2項第3号に規定する「利用及び提供の制限」の適用除外の事例に該当する。
3. 地域がん登録事業において、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当する医療機関が、国又は地方公共団体へ診療情報を提供する場合は、同法第9条第2項第3号に規定する「利用及び提供の制限」の適用除外の事例に該当する。